【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年６月28日
【会社名】	株式会社福島銀行
【英訳名】	THE FUKUSHIMA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　森　川　英　治
【本店の所在の場所】	福島県福島市万世町２番５号
【電話番号】	024(525)2525(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役企画本部長　佐　藤　明　則
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地 いちご大宮ビル４階 株式会社福島銀行　大宮支店
【電話番号】	048(643)2830(代表)
【事務連絡者氏名】	支店長　岸　波　晃　一　郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 株式会社福島銀行　大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地 いちご大宮ビル４階)

(注)大宮支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

当行は、平成29年６月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年６月23日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式１株につき金２円 総額459,570,038円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月26日

第２号議案 株式併合の件

イ 併合する株式の種類

普通株式

ロ 併合の割合

当行普通株式について、10株につき１株の割合で併合する。

なお、株式併合の結果、１株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配する。

ハ 株式併合の効力発生日

平成29年10月１日

ニ 株主併合の効力発生日における発行可能株式総数

９千万株

第３号議案 定款一部変更の件

株式併合の割合に合わせて平成29年10月１日をもって、発行可能株式総数を９億株から９千万株に減少させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更する。

第４号議案 取締役８名選任の件

取締役として、森川英治、久能敏光、佐藤明則、髙野俊哉、箭内貴志、纐纈晃、川手晃、二瓶由美子を選任する。

第５号議案 監査役１名選任の件

監査役として、稲村修を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第１号議案 剰余金処分の件	158,717	1,527	46	(注) １	可決　96.09
第２号議案 株式併合の件	158,137	2,107	46	(注) ２	可決　95.74
第３号議案 定款一部変更の件	158,191	2,053	46	(注) ２	可決　95.77
第４号議案 取締役８名選任の件					
森　川　英　治	158,439	1,805	46		可決　95.93
久　能　敏　光	158,190	2,054	46		可決　95.77
佐　藤　明　則	158,173	2,071	46		可決　95.76
髙　野　俊　哉	158,189	2,055	46	(注) ３	可決　95.77
箭　内　貴　志	158,206	2,038	46		可決　95.78
纐　纈　　晃	158,661	1,583	46		可決　96.06
川　手　　晃	158,639	1,605	46		可決　96.05
二　瓶　由美子	158,614	1,630	46		可決　96.03
第５号議案 監査役１名選任の件					
稲　村　　修	156,797	3,457	46	(注) ３	可決　94.93

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。